

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会 中津支部

安全衛生推進者養成講習について(ご案内)

労働安全衛生法第12条の2では、下記注1記載の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、労働安全衛生規則第12条の3に基づき都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者等、一定の資格を有する者を安全衛生推進者(注1記載の業種以外の業種については衛生推進者)として選任し、その者に事業場における安全衛生の業務を担当させなければならないことになっています。

つきましては、当協会において標記講習を下記のとおり実施いたしますので、適任者を是非受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場 所	受付開始時刻
10/16(火)~17(水)	8:50~17:00	中津建設会館2階会議室 (中津市金手33-4)	8:30~

※ 学科の規定講習時間を受講した方が講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、早退、一時外出等により所定の講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。遅

2 受講資格・受講料等(税込)

種 別	受講料	テキスト代	合 計
一 般	10,800円	1,404円	12,204円
一部科目免除者 ※科目免除の詳細は別紙に掲載	6,480円	1,404円	7,884円

3 定 員 30 名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締 切 日	平成30年10月5日(金)
申 込 先	871-0031 中津市大字中殿558-2 ハーブタウンⅢ1階 (一社)大分県労働基準協会中津支部 電話 0979-26-1731 FAX 0979-26-1732
申 込 書	所定の受講申込書を当支部までご送付ください。 申込書は当支部に常備しています。(ホームページ大分県労働基準協会からも取得できます。)
写 真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受 講 料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行中津支店 普通4902931 名義 (社)大分県労働基準協会中津支部
返 信 用 封 筒	修了証は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、各人ごとに、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、 <u>郵送料(簡易書留)392円分の切手</u> を貼った定形郵便封筒を添えてお申込みください。
そ の 他	科目免除の方は、免除証明書(写)を受講申込書に添付してください。

注1. (安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

注2. (衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は、原則として払い戻しいたしておりませんので、ご了承ください。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。

(大分労働局長登録番号第1号 安全衛生推進者養成講習)

(別紙)

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除

(1) 次の表の左側に掲げる者は、右欄に掲げる科目を免除することができる。

安全衛生推進者養成講習の科目の一部免除を受けることができる者	免除科目
1 安全管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習修了者	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育
1 衛生管理者の資格を有する者 2 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員及び労働衛生管理員制度について」に基づく労働衛生管理員講習修了者	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育

(2) 一部免除の申請について

免除科目に係る証明証(例・安全推進員講習修了証、労働衛生管理員講習修了証)の(写)を添付してください。